

令和3年度

定期監査報告書

塩尻市監査委員

目 次

第 1	監査実施期日及び監査対象課等	1
第 2	監査の範囲	3
第 3	監査の方法及び主眼	3
第 4	令和 3 年度上半期予算執行状況	4
第 5	監査の結果	9
1	概 要	9
2	総 務 部	12
3	企 画 政 策 部	15
4	市民生活事業部	17
5	健康福祉事業部	19
6	産業振興事業部	21
7	建設事業部	23
8	生涯学習部	25
9	こども教育部	27
10	水道事業部	32
11	そ の 他	33
	〔 会計課， 議会事務局， 選挙管理委員会事務局， 監査委員・公平委員会事務局， 農業委員会事務局 〕	
第 6	その他全庁的な監査所見	35

第1 監査実施期日及び監査対象課等

実施期日	監査対象課等
11月5日(金)	都市計画課 危機管理課 農林課
11月10日(水)	総務人事課 秘書広報課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局 デジタル戦略課 生活環境課・衛生センター
11月11日(木)	上水道課 下水道課・浄化センター 地域づくり課 観光課 広丘野村保育園 桔梗小学校 議会事務局 会計課
11月15日(月)	長寿課 健康づくり課・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室 社会教育スポーツ課 産業政策課 企画課
11月16日(火)	市民交流センター・図書館 福祉課 市民課 宗賀中央保育園 官民連携推進課 平出博物館

11月17日(水)	財政課 建築住宅課 建設課
11月19日(金)	教育総務課 家庭支援課 こども課 現地調査 (1) 大門保育園大規模改修工事 (2) 道路改良工事 市道国鉄側道線 (3) 小坂田公園市民プール解体工事 (4) 小坂田公園東側駐車場整備工事 (5) 上水道勝弦中継ポンプ地(災害復旧状況) (6) 島木赤彦寓居移築整備工事 (7) 原村堰頭首工復旧工事
11月24日(水)	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局
11月30日(火)	文化財課 債権管理課 税務課

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和2年度上半期（4月～9月）の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、補助金の内容が適切であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

令和3年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から事務事業の概要、上半期の事業概要（事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等）、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等に係る要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金・補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び第4条の規定により、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営の執行が合理的に行われているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 令和3年度上半期予算執行状況

1 一般会計

R3.9.30現在
(R2.9.30現在)

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
市 税	9,412,638 (9,792,117)	5,654,420 (5,778,442)	60.07 (59.01)	議 会 費	195,683 (199,118)	99,064 (100,641)	50.62 (50.54)
地方譲与税	280,500 (291,900)	95,841 (88,182)	34.17 (30.21)	総 務 費	3,822,066 (10,652,952)	1,204,083 (8,143,292)	31.50 (76.44)
利子割交付金	7,000 (7,500)	3,072 (2,815)	43.89 (37.53)	民 生 費	9,786,651 (9,872,282)	4,383,435 (4,155,781)	44.79 (42.10)
配当割交付金	34,000 (26,000)	9,876 (10,124)	29.05 (38.94)	衛 生 費	2,172,001 (1,675,967)	762,750 (646,093)	35.12 (38.55)
株式等譲渡 所得割交付金	37,000 (21,000)	0 (0)	0.00 (0.00)	労 働 費	86,040 (139,841)	56,094 (71,662)	65.20 (51.25)
法人事業税 交付金	70,000 (69,000)	56,269 (41,598)	80.38 (60.29)	農林水産業費	1,129,194 (1,218,215)	406,924 (466,090)	36.04 (38.26)
地方消費税 交付金	1,550,000 (1,584,000)	885,709 (867,718)	57.14 (54.78)	商 工 費	4,076,606 (3,900,339)	2,463,586 (2,030,955)	60.43 (52.07)
ゴルフ場 利用税交付金	14,000 (15,000)	6,245 (4,757)	44.61 (31.71)	土 木 費	4,152,927 (2,978,405)	1,505,361 (1,176,614)	36.25 (39.50)
環境性能割 交付金	19,000 (17,000)	5,867 (5,349)	30.88 (31.46)	消 防 費	836,026 (846,790)	395,625 (402,161)	47.32 (47.49)
地方特例 交付金	137,200 (55,000)	64,551 (293,979)	47.05 (534.51)	教 育 費	3,815,948 (6,110,267)	1,371,082 (2,586,871)	35.93 (42.34)
地方交付税	5,583,470 (5,438,665)	3,801,545 (3,668,944)	68.09 (67.46)	災 害 復 旧 費	283,458 (52,182)	13,375 (9,679)	4.72 (18.55)
交通安全対策 特別交付金	10,000 (11,000)	5,967 (6,357)	59.67 (57.79)	公 債 費	3,020,512 (3,001,464)	1,489,760 (1,494,826)	49.32 (49.80)
分担金及び 負担金	33,965 (34,377)	11,185 (8,797)	32.93 (25.59)	予 備 費	10,000 (10,000)	0 (0)	0.00 (0.00)
使用料及び 手数料	448,604 (464,369)	217,705 (209,240)	48.53 (45.06)				
国庫支出金	4,761,795 (11,403,654)	1,677,010 (7,916,083)	35.22 (69.42)				
県 支 出 金	1,454,968 (1,739,711)	411,764 (424,498)	28.30 (24.40)				
財 産 収 入	84,718 (79,555)	54,074 (48,703)	63.83 (61.22)				
寄 付 金	250,400 (308,400)	129,427 (113,725)	51.69 (36.88)				
繰 入 金	1,396,178 (1,010,953)	0 (0)	0.00 (0.00)				
繰 越 金	705,981 (758,813)	1,224,646 (758,813)	173.47 (100.00)				
諸 収 入	3,442,123 (2,992,257)	234,207 (246,801)	6.80 (8.25)				
市 債	3,653,572 (4,537,551)	0 (0)	0.00 (0.00)				
歳 入 合 計	33,387,112 (40,657,822)	14,549,380 (20,494,925)	43.58 (50.41)	歳 出 合 計	33,387,112 (40,657,822)	14,151,139 (21,284,665)	42.39 (52.35)

2 特別会計

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

特別会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業 特別会計	6,696,496 (6,778,840)	2,666,721 (2,631,908)	39.82 (38.83)	6,696,496 (6,778,840)	2,585,771 (2,485,507)	38.61 (36.67)
奨学資金貸与事業 特別会計	30,329 (30,630)	9,061 (7,234)	29.88 (23.62)	30,329 (30,630)	12,590 (10,507)	41.51 (34.30)
介護保険事業 特別会計	5,883,495 (5,783,754)	2,739,575 (2,694,833)	46.56 (46.59)	5,883,495 (5,783,754)	2,306,374 (2,247,562)	39.20 (38.86)
国民健康保険 檜川診療所事業 特別会計	30,295 (12,767)	0 (7,774)	0.00 (60.89)	30,295 (12,767)	3,133 (5,549)	10.34 (43.46)
後期高齢者医療事業 特別会計	849,839 (833,203)	377,632 (365,437)	44.44 (43.86)	849,839 (833,203)	278,732 (272,603)	32.80 (32.72)
合 計	13,490,454 (13,439,194)	5,792,989 (5,707,186)	42.94 (42.47)	13,490,454 (13,439,194)	5,186,600 (5,021,728)	38.45 (37.37)

3 水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,884,255	802,200	42.57	第1款	1,650,891	313,705	19.00
水道事業収益	(1,900,068)	(812,248)	(42.75)	水道事業費用	(1,642,321)	(304,444)	(18.54)
第1項	1,645,782	781,273	47.47	第1項	1,514,147	272,704	18.01
営業収益	(1,658,556)	(792,310)	(47.77)	営業費用	(1,492,874)	(259,607)	(17.39)
第2項	238,471	19,896	8.34	第2項	136,293	40,582	29.78
営業外収益	(241,510)	(19,938)	(8.26)	営業外費用	(148,926)	(44,543)	(29.91)
第3項	2	1,031	51550.00	第3項	451	419	92.90
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(521)	(294)	(56.43)

(2) 資本的収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	213,767	12,102	5.66	第1款	848,414	222,390	26.21
資本的収入	(190,032)	(21,474)	(11.30)	資本的支出	(874,974)	(233,325)	(26.67)
第1項	146,600	0	0.00	第1項	463,628	30,782	6.64
企業債	(100,000)	(0)	(0.00)	建設改良費	(497,762)	(45,750)	(9.19)
第2項	1	0	0.00	第2項	384,786	191,608	49.80
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(377,212)	(187,575)	(49.73)
第3項	42,963	0	0.00	第3項	0	0	0.00
負担金	(66,041)	(9,484)	(14.36)	開発費	(0)	(0)	(0.00)
第4項	24,203	12,102	50.00				
補助金	(23,990)	(11,990)	(49.98)				

4 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	2,906,757	1,211,169	41.67	第1款	2,673,115	374,780	14.02
下水道事業収益	(2,785,626)	(1,140,169)	(40.93)	下水道事業費用	(2,616,337)	(397,930)	(15.21)
第1項	2,131,737	1,210,978	56.81	第1項	2,350,223	239,611	10.20
営業収益	(2,049,727)	(1,139,505)	(55.59)	営業費用	(2,287,361)	(250,296)	(10.94)
第2項	775,018	191	0.02	第2項	322,321	134,869	41.84
営業外収益	(735,897)	(664)	(0.09)	営業外費用	(328,305)	(147,195)	(44.83)
第3項	2	0	0.00	第3項	571	300	52.54
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(671)	(439)	(65.42)

(2) 資本的収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,949,218	261,273	13.40	第1款	3,095,549	1,046,393	33.80
資本的収入	(1,665,055)	(259,489)	(15.58)	資本的支出	(2,777,852)	(987,694)	(35.56)
第1項	1,206,900	0	0.00	第1項	1,483,474	249,305	16.81
企業債	(1,050,600)	(0)	(0.00)	建設改良費	(1,210,189)	(207,515)	(17.15)
第2項	1	0	0.00	第2項	1,612,075	797,088	49.44
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,567,663)	(780,179)	(49.77)
第3項	345,007	261,273	75.73				
負担金	(347,529)	(259,489)	(74.67)				
第4項	397,310	0	0.00				
補助金	(266,925)	(0)	(0.00)				

5 農業集落排水事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	272,346	95,009	34.89	第1款	266,069	34,884	13.11
農業集落排水事業収益	(402,741)	(141,598)	(35.16)	農業集落排水事業費用	(357,478)	(58,631)	(16.40)
第1項	188,997	94,587	50.05	第1項	231,198	20,684	8.95
営業収益	(280,777)	(141,453)	(50.38)	営業費用	(308,239)	(39,606)	(12.85)
第2項	83,347	164	0.20	第2項	34,538	13,869	40.16
営業外収益	(121,962)	(145)	(0.12)	営業外費用	(48,908)	(19,003)	(38.85)
第3項	2	258	12,900.00	第3項	333	331	99.40
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(331)	(22)	(6.65)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R3. 9. 30現在
(R2. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	71,008	35,300	49.71	第1款	161,820	79,727	49.27
資本の収入	(70,538)	(35,611)	(50.48)	資本の支出	(208,758)	(102,423)	(49.06)
第2項	1	0	0.00	第1項	2,250	330	14.67
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	建設改良費	(3,280)	(0)	(0.00)
第3項	71,007	35,300	49.71	第2項	159,570	79,397	49.76
負担金	(70,537)	(35,611)	(50.49)	企業債償還金	(205,478)	(102,423)	(49.85)

第5 監査の結果

本市は、『確かな暮らし 未来につなぐ田園都市』の実現を目指した第五次塩尻市総合計画長期戦略（平成27～35年度）を策定し、「子育て世代に選ばれる地域の創造」、「住みよい持続可能な地域の創造」及び「シニアが生き生きと活躍できる地域の創造」という三つの基本戦略を掲げている。

本市の強みを最大限に生かし、暮らしやすさに磨きをかけるとともに、子育て世代とシニアをメインターゲットとした施策を基本戦略としており、行政資源を重点的に投入し、行政内の部門を超えた連携と多様な主体と協働によって、めざす都市像の実現を目指すため、市民・地域に真に必要なとされる事業を推進するものである。

この基本戦略を機軸として、3年を1サイクルとする中期戦略で、子どもを産み育てる環境の整備、産業振興と就業環境の創出、生涯現役で社会貢献できる仕組みの構築、地域ブランド・プロモーションなど10のプロジェクトを重点的に取り組むものとして、部門横断的な事業展開を推進し、重要性や緊急性の高い事業を厳選し、戦略的に取り組んでいる。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、特別会計及び公営企業会計における諸事業、工事請負費、負担金・補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は42.39%となっており、前年同期と比べて9.96ポイント減少している。

このうち、執行率が50%以上のものは、議会費（50.62%）、労働費（65.20%）、商工費（60.43%）となっている。

その一方で、執行率が20から30%台の低いものは、総務費（31.50%）、衛生費（35.12%）、農林水産業費（36.04%）、土木費（36.25%）、教育費（35.93%）、災害復旧費（4.72%）となっている。この理由は、これらの歳出科目における主要な事業が、下半期に予定されているためであると考えられる。

一般会計の歳入に係る収入率は43.58%であり、前年同期と比べて6.83ポイント減少しているが、このうち、自主財源である現年課税分の市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定総額については、前年同期と比べて309,758千円減額の9,392,977千円となっている。

この主な内訳は、個人市民税が前年同期と比べて134,846千円（3.7%）減少して3,520,184千円、法人市民税が前年同期と比べて21,847千円（6.1%）減少して338,543千円、固定資産税が前年同期と比べて159,359千円（3.3%）減少して4,654,838千円と

なっている。

市税の現年課税分の収入済額については、前年同期と比べて106,554千円（1.94%）減少して5,373,985千円となり、収納率についても、前年同期と比べて0.73ポイント増加して57.21%となっている。

令和3年9月30日現在において、市税は歳入の約38.9%を占めている。下半期において、税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は38.61%となっており、前年同期と比べて1.94ポイント増加している。

歳入に係る収入率は39.82%であり、こちらも、前年同期と比べて0.99ポイント増加している。

このうち、現年課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて36,203千円（2.65%）減少して1,330,402千円となっている。なお、現年課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて11,549千円（2.96%）減少して378,012千円となっている。収納率については、前年同期と比べて0.1ポイント減少して28.41%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

奨学資金貸与事業特別会計の歳出に係る執行率は41.51%となっていて、前年同期と比べて7.21ポイント増加している。

歳入に係る収入率は29.88%であり、前年同期と比べて6.26ポイント増加している。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は39.20%となっていて、前年同期と比べて0.34ポイント増加している。

歳入に係る収入率は46.56%であり、前年同期と比べて0.03ポイント減少している。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は10.34%となっていて、前年同期と比べて33.12ポイント減少している。

歳入に係る収入率は0.00%であり、前年同期と比べて60.89ポイント減少している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は32.80%となっていて、前年同期と比べて0.08ポイント増加している。

歳入に係る収入率は44.44%であり、前年同期と比べて0.58ポイント増加している。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は19.00%となっていて、前年同期と比べて0.46ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は42.57%となっていて、前年同期と比

べて0.18ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は26.21%となっていて、前年同期と比べて0.46ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は5.66%となっていて、前年同期と比べて5.64%減少している。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は14.02%となっていて、前年同期と比べて1.19ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は41.67%となっていて、前年同期と比べて0.74ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は33.80%となっていて、前年同期と比べて1.76ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は13.40%となっていて、前年同期と比べて2.18ポイント減少している。

農業集落排水事業会計の収益的支出に係る執行率は13.11%となっていて、前年同期と比べて3.29ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は34.89%となっていて、前年同期と比べて0.27ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は49.27%となっていて、前年同期と比べて0.21ポイント増加し、資本的収入に係る収入率49.71%となっていて、前年同期と比べて0.77ポイント減少している。

総務部

○ 総務人事課 (行政係・職員係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 定年年齢の引き上げに関する国家公務員法及び地方公務員法の改正に伴い、地方公務員も2023年度に60歳に到達する人から、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げる制度が導入される。

これに伴う、管理監督職勤務上限年齢制 (いわゆる「役職定年制」) については、「組織の新陳代謝を確保し、組織力を維持する。」といった制度の趣旨をはじめ、年齢による役職就任制限をする合理性、能力・実績主義と役職定年となった職員の能力、経験を活かすことのできる職務の整備などの関係について総合的に検討する必要がある。

- 2 新型コロナウイルス感染の終息の目途が立たない中、法定受託事務として国に代って地方公共団体が処理することとされる新型コロナワクチン接種業務及び新型コロナワクチン関係業務に携わる部署への適正な人員配置が必要となる。

また、特に次年度は、同じく法定受託事務である参議院議員通常選挙、県知事選挙をはじめ、塩尻市長選挙といった各種選挙が集中する年でもあるため、選挙事務を遂行するための体制の整備及び的確かつ確実に事務を遂行するための適正な人員配置が必要である。

- 3 複線型人事制度を導入していくということだが、この複線型人事制度については、管理職以外の高度な専門能力・スキルを持った人材に対して「スペシャリスト」として昇格させるなどの道を作ることも可能とするものである。

この制度においては、一部の業務に特化した職員が自身のスキル・技術を効率的に高めることができることのみならず、個人の意思や希望を反映できるため、職員のモチベーションの向上が期待できるものでもある。

また、組織内においては、有益なノウハウが蓄積されることにより、組織としての成長が図られることにもつながる。

一方で、職種ごとに求められる能力やスキルが異なるため、評価制度が複雑にならざるを得ないことや評価の公平性を担保するのが難しくなるため、制度を適宜見直していくことが必要となる。

- 4 職員の人員構成について、年齢別では職員数が多い年齢層と少ない年齢層の偏りが見受けられる。今後の新規職員の採用は、これまでの退職補充ではなく一定数に平準化する方法が検討されている。

特に、人材が不足している技術職、保健師、保育士などの採用については、将来に向けた年齢別構成のひずみを解消するための大きな課題の一つとなっているが、引き続き適正な人的資源の確保に努めていただきたい。

- 5 新型コロナウイルス感染症拡大により、各種事業の延期や中止による担当業務の減少はあるものの、逆に、新型コロナワクチン接種業務等の増加に伴い、令和3年度上半期の職員一人当たりの時間外勤務時間は84時間の増加、前年同期と比較すると17.5%の

増加となった。

今後も組織内の業務状況を把握するなかで、新規採用職員の計画的な採用や適正な職員配置を行い、超過勤務の縮減に努めていただきたい。

- 6 60歳以降も働き続けた際の給与は、60歳以前の給与の7割程度になるということであると、退職金の支給が65歳に延長される場合、支払われる退職金も減額になることが予想される。退職金の支給が65歳に延長される場合、退職後の職員のライフスタイルにどう影響を与えるのか等について研究する必要がある。

- 7 新規採用職員試験の面接試験の一部にA I（人工知能）を取り入れて行ったということだが、メリットとしては、採用にかかる時間や労力を減らせることや、応募者に足を運んでもらう手間が省け、物理的な距離を気にすることがなく面接を行える点などがあげられるが、採用面接はこれまで人間が担ってきた領域であり、機械では判断できない部分がある。

応募者の個性を正しく判断するためには、応募者と向き合い相互理解する事が大切である。A I面接は、応募者に納得してもらえる説明をできる状態で行うことに努めていただきたい。

○ 税 務 課 （市民税係・資産税係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 課税事務が専門化、多様化しているため、今後、賦課事務を適正に処理するために税務に精通した専門性の高い職員の育成を図る必要がある。
- 2 個人住民税の事務の一部にR P A（ロボティク・プロセス・オートメーション）を導入し業務の効率化が図られている。削減された業務時間は、これまで取り組めなかったウェブサイトによる「若者&子ども向け広報」を作成する時間に充てることができたという説明を受けた。これは、まさにR P A導入効果の一つといえる。
R P Aの導入により、業務の効率化、人為的ミスの削減、労働時間を削減できるということだけではなく、様々な相乗効果が期待できることから、定型的で反復性の高い業務を担当する部局においては、積極的なR P Aの活用に努めていただきたい。

○ 債権管理課 （債権管理係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い税務課収納係を再編し、債権管理課が新設された。主な業務は、市税等の収納管理、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の徴収、及び市の債権のうち未収債権（当該債権を所管する課等から移管を受けたものに限る。）の徴収である。

2 市税の現年度課税分に係る9月末現在の調定額に対する収納率は57.21%となっている。

これを前年同期と比較すると、収納率は0.73ポイントの増加となっている。また、国民健康保険税の現年度課税分に係る9月末現在の収納率は28.41%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は0.1ポイントの減少となっている。

なお、滞納繰越分を含めた市税全体(国民健康保険税を除く)の9月末現在の調定額に対する収納率は56.61%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は0.79ポイント増加となっており、全体的な市税の収納率は昨年と比較し増加となっている。

なお、債権管理課として、市税のみならず、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の徴収、収債権(当該債権を所管する課等から移管を受けたものに限る。)も担っていくということであるため、効率的な徴収業務のための債権管理の一元化を進め、更なる収納率の向上に努めていただきたい。

3 賦課事務同様に収納事務においても専門化、多様化している。また、今後、更なる債権管理の一元化の推進及び収納事務を適正に処理するために、税務に精通した専門性の高い職員の育成及び適正な人員配置を図る必要がある。

4 本年度から、スマートフォン決済を導入しているということだが、今後も、納税者の更なる利便性の向上及びキャッシュレス決済の推進に努めていただきたい。

○ 危機管理課 (危機管理係・消防係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

近年の災害では「防災士」による被災地支援活動が積極的に行われている。防災士は、「自助・共助・協働を原則として、様々な場で防災力を高める活動が期待されている資格」であり、災害時の活動一定の防災知識・技能を有する者として、災害時に自身を守ることはもちろんのこと、避難誘導や初期消火、救出救助活動などに当たることが期待される。

本市には防災士資格取得補助の制度があるが利用者が少ない状況である。市民の防災意識向上のためにも、防災士資格取得補助制度の周知に努めていただきたい。

○ 公共施設マネジメント課

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

令和3年4月の組織再編に伴い、「総務人事課施設管理係」、「財政課財産活用係」、「教育総務課教育施設係」を統合し、公共施設等の維持補修等を総合的に集約・マネジメントする「公共施設マネジメント課」が新設された。

公共施設の総合調整・建設及び維持管理に係る技術支援、市有財産の管理、活用、取得及び処分に関することが主な業務であるが、市有財産の総合的な管理・活用を推進し、将来にわたって行政サービスの維持向上が図られるよう努めていただきたい。

企 画 政 策 部

○ 企画課 (企画係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、これまでの経営戦略課が企画課と秘書広報課に再編された。
- 2 信州大学との共同研究において、「しおじり未来創造ラボ」の一環として、地域共生社会の実現を図るため地域づくり課及び信州大学と研究を開始しているとのことであるが、少子高齢化が著しく進むと、コミュニティ機能の低下だけでなく、既存の地域コミュニティそのものが維持できなくなることが懸念される。
それぞれの地域が抱えている課題をしっかりと把握、見定めた上で方向性を示していただけるような研究をしていただきたい。

○ デジタル戦略課 (DX推進係・情報システム係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、情報政策課がデジタル戦略課に再編された。
- 2 デジタル・トランスフォーメーション (DX) の目的の一つとしては、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することにある。行政手続きのオンライン化など、デジタルの活用により新たなサービス創出を一体的に推進するよう努めていただきたい。

○ 官民連携推進課 (官民連携推進係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

新規事業開発プロセス構築事業においては、若手職員2名が特定研究員として、民間企業や大学との連携による課題抽出、プロトタイプ的设计、実証事業の検討を行うということだが、前提となる目的は公共サービスの更なる充実であり、公的責任に基づいてどこまで行政が民間と連携し、適切に連携を活用した公共サービスを展開するのかにある。

事業の到達点をどこにするのかを見据えて、より良い公共サービスを提供できるように、民間企業等との連携推進に努めていただきたい。

○ 秘書広報課（秘書係・広報シティプロモーション係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、経営戦略課秘書広報係が秘書広報課に再編された。
- 2 広報しおじりは、市公式ホームページから閲覧することができるが、本市では、スマートフォンで閲覧できるアプリ「マチイロ」を活用している。
このアプリを利用すれば、いつでもどこでも広報紙を読むことができ、さらに、バックナンバーを見ることもできる。
SNSによる情報発信は、今後ますますその重要性が増すであろうことから、市民が様々な行政情報を得るための手段や機会を増やしていくことが大事である。
広報しおじり同様に、スマートフォンから様々な行政情報を読むことができると、市民が情報をさらに得る機会を増やしていくことにつながる。
なお、本市においては、幅広い世代に向け、防災、イベントや催し等の総合的な市政情報を効果的に発信するためLINEを活用し情報発信をしているが、議会だよりや選挙広報紙といった他の行政情報紙についても、LINEでの情報発信の方法について検討していただきたい。
- 3 ICT（情報通信技術）の進歩により、情報入手の機会や利用機器など広報環境が大きく変化している。特に高齢世代においては、紙媒体による情報入手へのニーズも依然として高いが、今や広報活動を行ううえで「WEB（ウェブ）コンテンツ」は欠かせないものとなっている。若い世代に市政への関心度を高めてもらうためにも、デジタル化拡大に伴う多様で効果的な情報発信のあり方について引き続き検討していただきたい。

○ 財政課（財政係・契約検査係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が42.38%で、前年同期と比べて9.97ポイント減少し、歳入に係る収入率は43.57%で、前年同期と比べて6.84ポイント減少している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が38.44%で、前年同期と比べて1.07ポイント増加し、歳入に係る収入率は42.94%で、前年同期と比べて0.47ポイント増加している。

本年度は、8月の大雨等に係る災害復旧費が増加したが、一般会計における歳出に係る執行率が前年同期比で減少した。一般会計及び特別会計における収入率と執行率は、一般会計では前年同期比で減少となったが、特別会計では前年同期比で増加となっており、財政運営全体では予算は計画的に執行されている。

しかしながら、長期財政推計における本市の財政見通しは非常に厳しい状況であると思われるので、一層の経費削減と財政の確保を徹底していただきたい。

市民生活事業部

○ 生活環境課 (環境係・廃棄物対策係)

(衛生センター)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 老朽化が著しい斎場の建て替え、廃棄物の安定した処理を維持するための焼却施設や最終処分場の更新については、建て替えとなると多額の費用や長い期間が必要となるため、将来を見据えた計画的な施設更新について、早期段階から継続して検討する必要がある。
- 2 社会環境や生活環境が変化中、ライフスタイルも多様化し、生活環境に係る市民が抱える不安や悩みごとなどの相談業務等が増加しているという説明を受けた。
相談内容によっては相談を通して事務事業の改善、更には市民サービスの向上につながるものもあると考えられる。市民生活の様々な相談に応えられるよう、適正な人員配置を含め相談体制の充実を図っていく必要がある。

○ 市民課 (市民係・国保年金係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和3年10月20日から、マイナンバーによるオンライン資格確認が本稼働となり、国民健康保険、後期高齢者医療ともに、マイナンバーカードの普及促進及び利用登録を図っていく必要がある。今後も多様な交付方法やその周知を図るなど、更なる方策を検討していただきたい。
- 2 国民健康保険税率改定から4年が経過する。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免や令和4年度から未就学児童の均等割軽減制度が実施されるため、次年度の税率について検討を進める必要がある。
- 3 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付、いわゆる「コンビニ交付」の利用促進に向けた取り組みについては、コンビニ交付の利便性のPRを含め、交付端末機器の操作に不慣れな方のコンビニ交付の利用促進方法などについて、引き続き検討していただきたい。

○ 地域づくり課 (地域づくり係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、課名が地域振興課から地域づくり課に変更された。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域コミュニティの希薄化に拍車がかかっているともいわれる状況の中、企画課においては、信州大学との共同研究「しおじり未来創造ラボ」の一環として、地域共生社会の実現を図るため、「地域づくり課」及び「信州大学」と研究を開始しているという説明を受けた。

少子高齢化が著しく進むと、コミュニティ機能の低下だけでなく、既存の地域コミュニティそのものが維持できなくなることが懸念される。コミュニティ活動支援事業においては、それぞれの地域が抱えている課題をしっかりと把握する中で、地域におけるコミュニティ活動を活性化させる事業及びコミュニティ施設等の整備を支援するよう努められたい。
- 3 長野県民交通災害共済については、県民交通災害共済加入用紙の配布・回収・年会費の取りまとめに対する報奨金を各区に支払っているが、加入率が減少している。

加入率が減少している理由の一つとして、加入方法や年会費の徴収方法にその課題があるともいえる。加入方法等のあり方について研究していく必要があるが、本市独自の事業ではないので、長野県民交通災害共済組合を組織する関係他市と調整を図る中で研究していただきたい。
- 4 ふれあいのまちづくり事業補助金及び地域活性化プラットフォーム事業補助金については、補助対象者や補助対象となる事業を明確化し、より地縁コミュニティの活性化に繋がるような制度設計に努めていただきたい。

健康福祉事業部

○ 福祉課（地域福祉係・生活支援係・障がい福祉係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 生活保護世帯の健康管理支援につき、訪問タブレットシステムに、世帯員の医療受信情報や生活状況等のデータ連携が可能であり、よりきめ細かい保健指導を実施するためのソフトウェアの導入を検証・検討しているということである。
生活状況や病状の把握と医療・生活面における相談・助言等を行うことは、自立助長を図る基礎として、また医療扶助の適正な実施の観点からも生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが重要であるため、効果的な運用につなげていただきたい。
- 2 地域福祉推進事業において、避難行動要支援者登録申請書を全戸配布し、登録の推奨と台帳の更新を行ったということであるが、要支援者には、情報の入手や発信が困難な人や理解や判断ができなかったり、時間がかかったりする人もいると考えられる。
自ら避難することが困難で円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な、避難行動要支援者の方々へのきめ細かな支援体制となるよう整備を進めていただきたい。

○ 長寿課（高齢支援係・介護保険係・介護予防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 高齢者等生活支援事業において、成年後見支援センターへの事業補助及び成年後見人制度中核機関業務委託を行っている。
今後、認知症高齢者等がますます増加し、後見人の需要も一層高まっていくと見込まれる中、必要な人が後見制度を利用できるよう、地域ネットワークの構築や地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止・早期発見の対応が可能な仕組み作りや支援体制を検討するなど、成年後見人利用促進に努めていただきたい。
- 2 今後ますます高齢化が進展すると、認知症の割合は増加すると思われるが、認知症総合支援事業として、認知症地域支援推進会議の開催や認知症サポーター養成講座を開催している。
認知症サポーターの役割は、患者の支援だけでなく、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する人のことであるが、そのような認知症の症状を正しく理解し、見守り、手助けをしてくれる存在が地域にいるということは、認知症高齢者の方々にとって大きな安心感につながる。引き続き、認知症サポーター制度のPRとサポーターの養成に努めていただきたい。
- 3 地域包括支援センターについては、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割

を担う中核的機関として設置されるものであるが、本市では、3つの地域包括支援センターを設置し、センターの運営を業務委託によって運営している。

市からの委託を受けて運営されるセンターについては、多様な運営主体が委託先となり得ることから、センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できない場合があるので、引き続き、均一なサービスの提供、適切、公平かつ中立な運営の確保に努めていただきたい。

○ 健康づくり課（健康推進係・保健予防係）

（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の対応については、感染状況を的確に把握し状況に応じた対策を柔軟かつ迅速に講じている。医療関係者をはじめ市担当部署の対応に感謝するものだが、引き続き、感染症の終息に向けた対策の強化及びワクチン接種の推進に努めていただきたい。
- 2 本市における国民健康保険加入者25歳から29歳の希望者及び30歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導による生活習慣病の予防対策を実施している。
新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない状況下ではあるが、受診控えをされている市民に安心して健診・検診を受けていただけるように、引き続き地域における感染の状況を踏まえ、医師会や関係者と適宜相談の上、受診率向上の取組を進めていただきたい。
- 3 後期高齢者医療制度加入者の人間ドックの助成については、人間ドック助成に係る国の交付金が廃止される中、助成を廃止する市町村もあるが、本市においては、助成額を減額する中で助成を継続している。
医療費の適正化という課題はあるが、人間ドックに代わる検診として後期高齢者医療制度健康診査があるが人間ドックの検査項目をすべて網羅するものでもないため、後期高齢者医療制度加入者の疾病の予防、早期発見、早期治療を通じて健康の増進に役立てていただくため、人間ドック助成のあり方についての検討が必要である。

産業振興事業部

○ 産業政策課 (産業政策係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 地域企業経営革新プロジェクト推進事業において、中小企業経営者の課題解決のため、専門家を利用する際の経費の一部を補助する、「経営革新コーディネート等負担金」については、上半期は該当がなかったということである。制度の内容を精査するとともに、積極的に利用いただけるよう制度の周知に努めていただきたい。
- 2 塩尻・木曾地域地場産業振興センターについては、本年度から地場製品の流通や観光誘客等に実績のある、長野県観光機構に経営アドバイザーを依頼し、食品類の充実や週末イベントの実施等集客向上に努めた結果、店舗や物販を含めた工芸館事業の売上げが、対前年度比で157%、900万円ほど増加したということである。
安定した運営が継続できるよう、引き続き経営アドバイザーによる経営改善支援策を図っていただきたい。

○ 農 林 課 (農業振興係・農村整備係・林業振興係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、農政課と森林課を統合して農林課が新設された。
- 2 有害鳥獣駆除対策については、有害鳥獣パトロール員が廃止され、直接市猟友会に依頼することになったが、常駐していたパトロール員と比べ、初期対応の遅れが懸念されるので、状況に応じて檻や罠の設置、追い払い及び駆除等、被害の拡大防止を図る必要があることから、市猟友会への迅速な情報伝達や対応に努めていただきたい。
- 3 松くい虫被害については、本年度7月の時点で昨年度を上回る被害件数となり大幅な増加となっている。松くい虫被害対策については、緩衝帯の整備だけでは被害拡大予防に限界があるため、監視体制の強化や早期駆除による被害拡大防止対策のみならず、被害が集中するエリアを中心とした樹種転換の促進についての検討も必要である。
- 4 地域循環型エネルギー創出、木質ペレット燃料製造事業化については、オガ粉の安定的な確保に向けて、事業者からの調達の目途が立たない状況であるという説明を受けた。
今後の事態の好転が直ちに見通せない状況であるならば、本事業の趣旨や目的、目指すべき方向性などについて改めて検討を進める必要がある。

○ 観 光 課 （観光係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている高ボッチ高原は、近年全国的に認知度が高まり、キャンプに訪れる方が急増している。
高ボッチ高原にキャンプエリアとして、フリーのテント・タープエリア 20 張り、区画分けされたオートサイト 3 区画を整備するとともに、高ボッチ高原トイレの改修工事も行い高ボッチ高原の観光振興事業を推進している。
今後は、キャンプ場の管理方法を含め、現在は無料としているテント・タープエリアの有料化の可否についても検討していく必要がある。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度同様に本年度も上半期の多くの事業を中止せざるを得ない状況である。
新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況下では今後の事業展開が難しいと思われるが、新型コロナウイルス感染症拡大により事業を何もかも中止するのではなく、当面は、費用対効果を見極め、成果が上がる事業とそうでない事業を取捨選択しながら事業を実施するよう検討していただきたい。

建設事業部

○ 建設課（総務管理係・建設係・維持係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 老朽化したインフラへの緊急的な修繕対応をはじめ、自然災害の突発的な発生に伴う対応については、迅速かつ適切な人材配置と確保が必要となる。
しかしながら、それらを担う土木技師職員が少なく、土木技師の確保と年齢層の平準化が急務となっている。
全国的な課題となっているが、建設業界全体の慢性的な人材不足が続き、年齢層・経験年数に偏りが生じている。簡単には解消できない課題ではあるが、将来を見通した計画的な採用を図っていただきたい。

○ 都市計画課（計画係・整備係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 都市計画道路整備事業は整備にあたっては、計画距離が長く多額の費用がかかること、地権者の合意形成が必要なこと、また、区画整理事業と合わせての整備を実施していることなどからなかなか整備が進まない状況ではある。しかしながら、整備率や計画状況について適宜周知やPRに努めていただきたい。
- 2 小坂田公園の再整備については、小坂田公園プール解体や東側駐車場の整備が進められている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、一部計画の変更を余儀なくされる部分もあるとのことだが、引き続き再整備計画に沿って進めていただきたい。
なお、国土交通省から「防災道の駅」として選定されていることもあるので、広域的な防災拠点として位置づけられる「防災道の駅」としての役割を果たす公園となるよう整備を進めていただきたい。

○ 建築住宅課（建築住宅係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 大規模盛土造成地については、豪雨が相次ぎ、郊外を中心に広がる造成地で宅地崩落のリスクが高まっており、宅地防災対策の重要性が高まってきている。
大規模盛土造成地の被害では、人的・財産被害とともに、公共施設の機能喪失等による復旧対策には多額の費用と労力を要することになる。
詳細調査や対策工事の実施主体が明確になっていないことが課題であるが、住民の安心・安全を確保するための適切な情報提供とともに、宅地所有者等の自主的な取組の促

進に努めていただきたい。

- 2 少子高齢化の進行・人口減少社会の進展等により、空き家が増加している。空き家等の中には、適切な管理がなされていないことから、防災、衛生、景観等の地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっている。

特定空き家については、所有者不明の場合の対応など、空き家等の特定が困難な場合があること等解決すべき課題が多いが、空き家等の発生抑制、管理・利活用のための適正化及び施策の総合的かつ計画的な実施に努めていただきたい。

生涯学習部

○ 社会教育スポーツ課（社会教育係・スポーツ推進係・共生推進係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、市民交流センター・生涯学習部を生涯学習部とし、社会教育課、スポーツ推進課、男女共同参画・若者サポート課を統合し、社会教育スポーツ課が新設された。
- 2 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、女性が抱える不安や悩みに関する相談が増加しているということだが、個々の事情に寄り添った支援につなげるため、関係部署とのより一層の連携を通じて、きめ細かい支援の提供に努めていただきたい。
- 3 総合体育館「ユメックスアリーナ」の本格的運営が始まる中、新型コロナウイルスの影響の長期化により多くの事業が自粛、中止となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策には万全を期して、市民スポーツ振興事業及び健康スポーツ推進事業等の振興を図るとともに、社会教育と社会体育の一体的な推進に努めていただきたい。

○ 文化財課（文化財係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、文化財課が新設された。
- 2 島木赤彦寓居移築整備事業については、移築後の建物の活用方法の検討が必要であるが、文化財保護の観点を含め、有効な利用と保存に努めていただきたい。
- 3 自然博物館の移転については、多くの市民に利用していただけるよう、基本計画に沿って整備を進めていただきたい。

○ 市民交流センター（市民活動支援係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、市民交流センター・生涯学習部を生涯学習部とし、交流支援課の名称が市民交流センターに変更された。

- 2 市民交流センターにはマナー指導員を配置しており、市民サロンなどの共用スペースの利用において、ごみの持ち帰りが徹底された運営がなされている。引き続き、マナーよく利用していただけるよう、利用者意識の向上に努めていただきたい。
- 3 まちづくりチャレンジ事業では、補助金を受けたほとんどの団体が継続して活動している。継続して活動していける団体の育成が補助金交付の大きな目的であるので、引き続き有効な補助金の交付と団体の育成に努めていただきたい。
- 4 まちづくりチャレンジ事業において補助金交付を受けた団体と市関係部局との連携によって、団体と行政の双方において様々な相乗効果が期待できるので、団体の活動内容や状況について、市関係部局に適宜情報提供を行うとともに、連携強化に努めていただきたい。

○ 図 書 館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 多様な市民ニーズを的確に把握し対応するため、専門性の高い職員体制の整備及び職員の接遇力の向上が必要である。
- 2 新図書館システムの導入に伴い業務の効率化が期待されるが、機能強化と利便性の向上性について利用者に周知するとともに、学校図書館との連携を深めつつ、課題解決型の図書館として、引き続き、新たなサービスを生み出しながら市民の課題解決につながる図書館サービスの推進に努めていただきたい。
- 3 情報の取得手段が多様化する時代において、県と市町村が共同して導入を検討している電子ブックについて、電子ブック活用の有効性や可能性について引き続き研究を進めていただきたい。

○ 平出博物館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 平出博物館事業は公民館と連携して実施している事業もある。公民館との連携により相乗効果が期待できるため、引き続き効率的、有効的な事業の展開を図っていただきたい。
- 2 既存の平出博物館は危険災害区域にあり老朽化と耐震化が課題になっている。来年の上半期には新博物館建設に係る検討委員会で基本構想がまとまるようであるが、建て替えをするのであれば、博物の展示の充実はもちろんであるが、建築物としても魅力のある施設や他の観光施設からのアクセスなど、様々な観点からの検討が望まれる。

こども教育部

○ 教育総務課 (教育企画係・学校運営係・学校支援係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 医学生を対象とした奨学金貸与制度の創設については、奨学資金貸与事業特別会計から一般会計による運用を検討しているということだが、制度創設の目的が達成されるよう制度の周知とともに、有効性について検証しながら進めていただきたい。
- 2 GIGAスクール構想におけるモバイルWi-Fiルーターの貸出しについては、義務教育までが対象となるが、延長が必要となる方についての対応が必要となるため検討していただきたい。
- 3 各校から提出された通学路の危険箇所については、道路管理者、警察、地域等と連携して現地合同点検を行い、その対策等の実施と公表を行うということであるが、通学路の安全対策については、定期的な点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施するなど、継続的な通学路の交通安全の確保に努めていただきたい。
- 4 奨学資金貸与事業に係る償還金については、返済が滞った場合は早期に対応することが重要である。未納額の増加傾向を抑制するためにも、返済について早期に対応するよう努めていただきたい。

○ 桔梗小学校

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 本年度の9月末現在の児童数は、次表のとおりである。

	男子	女子	合計	長期休暇児童数
1年生	67人	55人	122人	0人
2年生	69人	60人	129人	0人
3年生	67人	43人	110人	0人
4年生	61人	44人	105人	0人
5年生	48人	51人	99人	2人
6年生	54人	68人	122人	2人
合計	366人	321人	687人	4人

- 2 本年度の9月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
校 長	1人				1人
教 頭	1人				1人
教職員	33人	1人		4人	37人
県費講師	6人				6人
市費講師			4人	3人	7人
事務職員	1人			1人	2人
栄養士					
図書館事務				1人	1人
給食調理員	2人		3人	2人	7人
合 計	44人	1人	7人	11人	62人

- 3 教職員が会計を取り扱っている団体が13団体ある。
学年費やPTA、バザーや補助金会計等の通帳や印鑑の保管など、間違いが発生しないよう、校内でチェック体制の強化を図り、適正な管理に万全を期していただきたい。
- 4 通学路の危険箇所については、道路管理者、警察、地域等が連携して現地合同点検を行いその対策等が実施されているが、児童達への継続的な交通安全指導に努めていただきたい。
- 5 新型コロナウイルス感染症については、未だに終息の兆しが見えない中、児童達を新型コロナウイルス感染症から守るため、日々対策に苦慮されていることと思われるが、最新の情報や留意事項を職員に提供するとともに、必要に応じて児童や保護者に対する相談や対応に努められたい。

○ こども課 (保育企画係・保育園運営係・子育て支援センター)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 こども課所管の児童館業務を、教育総務課学校運営係に移管し、学校教育と児童館・児童クラブ運営の連携強化を図った。
- 2 新型コロナウイルス感染症などの影響により、外出や対面での相談の機会が減少し、不安やストレスを抱える子育て世代にとって、安心して子どもを育てることのできる環境づくり、サポート体制を構築するためにも、保健相談を含めた子育てに関する幅広い

相談事業のオンライン化が望まれる。

- 3 本市のみならず、現在日本では、保育士の人材不足が深刻化している。女性就業率の上昇などに伴う長時間保育利用者の増加や様々な保育ニーズに対応するための保育士の確保が困難な状況が続いている。

現在では男性の保育士も増えてきてはいるが、保育士はまだまだ女性の割合が多い状況である。保育士が長く働ける職場かどうかは、働く環境が重要なカギとなる。保育園の働く環境を改善し、保育士が働きやすい職場づくりに努めていただきたい。

○ 宗賀中央保育園

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	3人	9人	10人	36人	28人	31人	117人

総園児数は117人で、前年度と比較すると10人(9.35%)の増加となった。なお、アレルギー等対応園児数は6人である。

- 2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区分	正規職員		会計年度任用職員		合計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	5人	1人	12人	11人	28人
保育補助員				1人	1人
合計	7人	1人	12人	12人	31人

総職員数は31人であり、前年度と比較すると2人増加した。

保育士に係る正規職員の比率は22.58%である。

- 3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。
- 4 給食調理業務については、民間業者である㈱シダックス大新東ヒューマンサービスに委託している。
給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。
- 5 新型コロナウイルス感染症については、未だに終息の兆しが見えない中、子ども達を

新型コロナウイルス感染症から守るため、日々対策に苦慮されていることと思われるが、最新の情報や留意事項を職員に提供するとともに、必要に応じて子どもや保護者に対する相談や対応に努めていただきたい。

○ 広丘野村保育園

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	8人	12人	22人	42人	42人	39人	165人

総園児数は165人で、前年度と比較すると11人(6.25%)の減少となった。なお、アレルギ一等対応園児数は10人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員	うち育休等	会計年度任用職員		合 計
			Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	12人	2人	15人	18人	45人
保育補助員				2人	2人
合 計	14人	2人	15人	20人	49人

総職員数は49人であり、前年度と比較すると2人増加した。

保育士に係る正規職員の比率は28.57%である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である(株)魚国総本社に委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

5 新型コロナウイルス感染症については、未だに終息の兆しが見えない中、子ども達を新型コロナウイルス感染症から守るため、日々対策に苦慮されていることと思われるが、最新の情報や留意事項を職員に提供するとともに、必要に応じて子どもや保護者に対する相談や対応に努めていただきたい。

○ 家庭支援課（家庭支援係・元気っ子・若者サポート係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、家庭支援課に個々の事情を持つ家庭への相談体制を充実させるため、家庭支援係と元気っ子・若者サポート係の2係に再編した。
- 2 元気っ子応援事業は、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを18歳まで応援する事業だが、平成18年度の事業開始から15年が経過する。中学校卒業後も継続して支援していくということであるが、中学校卒業後の学生、社会人となったときの生活を見すえ、自分に適した進路を選ぶことができるよう、引き続き適切な情報提供やアドバイスなど必要な支援に努めていただきたい。
- 3 まなびサポート事業において、医療的ケアを必要とする児童の転校が予定されているということであるので、医療的ケアが日常的に必要な子どもたちのみならず、その家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠であるので、受け入れ態勢の整備及び充実とともに関係部署との連携を図っていただきたい。
- 4 生活困窮者の自立支援事業として、学習支援コーディネーターを兼ねた子どもの貧困対策ケースワーカーを配置しているということであるが、相談者に寄り添い有効的な支援としていくためには、必要な人員配置のみならずコーディネーターとしての役割をバックアップする関係各課・機関等との連携体制の整備が必要である。

水道事業部

○ 上水道課（総務係・上水道係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和3年4月の組織再編に伴い、経営管理課と上水道課を統合し、上水道課に再編された。
- 2 水道事業においては、水道施設の老朽化や異常気象による故障や豪雨災害などの対応で、施設の維持管理に関する職員の負担が増加しているとともに、技術の継承が課題となっている。水道事業に関する専門知識と経験のある技術職員の確保や育成に努めていく必要がある。
また、適正な公営企業会計処理を継続するため、人事異動等により事務の停滞が生じないよう実務経験のある職員の確保に努めていただきたい。
- 3 上西条浄水場再構築事業については、浄水場を建て替えるとなると多額な費用が必要となるため、将来的な水需要、コスト対策を考慮しつつ、将来の水道システムのあり方、方向性を、公営企業におけるアセットマネジメントと併せて検討していただきたい。
- 4 水道事業の広域化については、施設整備水準や料金・財政の格差等の課題があり、全国的に広域化が進まない要因となっているが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が一層求められている。広域化の必要性、実現の可能性について、引き続き検討を進めていただきたい。

○ 下水道課（下水道係）

（浄化センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

下水道施設の更新については、管路・処理場ともに更新需要の増加が見込まれるが、塩尻市下水道事業経営戦略におけるアセットマネジメントを効率的・効果的に実践し、引き続き施設の老朽化及び自然災害等によるリスクの低減に努めていただきたい。

なお、長期的に見ると人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる。今後10年間の財政収支見通しにおいては、引き続き国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、中長期的な視点で安定的・継続的な事業運営の推進に努めていただきたい。

そ の 他

○ 会 計 課

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 議会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 選挙管理委員会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

特に次年度は、法定受託事務である参議院議員通常選挙、県知事選挙をはじめ、塩尻市長選挙といった各種選挙が集中する年でもあるため、選挙事務を遂行するための体制の整備及び的確かつ確実に事務を遂行するための適正な人員配置が必要である。

○ 監査委員・公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 農業委員会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 農家の高齢化及び農家数の減少により、耕作放棄地や荒廃農地が増加している。農業委員会では、農地利用最適化推進委員を増員し、中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の集約を推進し、耕作放棄地及び荒廃農地の解消を図っている。

しかしながら、耕作面積が小さい農地や中山間地帯で形状が悪く収益性が低い農地は

借り手や買い手がなかなか見つからないというのが現状であるが、引き続き、中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の推進を図っていただきたい。

- 2 農業委員会では、農地パトロールや委員による状況把握を行い、自身での耕作の意思や自身での耕作が不可能な場合に、貸出・売却する希望の有無を調査し貸出・売却を希望する農地を市のホームページで公表し、貸借・購入希望を募集する取り組みを行っている。

荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することになる。農地の現状把握を確実にを行うため、今後も引き続き農地パトロールの充実に努めていただきたい。

第6 その他全庁的な監査所見

- 1 職員の勤務状況については、各課等から実情を聴取し、事務事業が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

本年度上半期の職員の超過勤務については、前年同期と比べて6,946時間(25.96%)増加している。全体として、上半期の一人当たり平均超過勤務時間は84時間で昨年同期と比べて17時間増加している。

これは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務や長期化する新型コロナウイルス感染症における様々な経済対策関連業務等の増加が一因ではあるが、一方で、職員が恒常的に長時間にわたる超過勤務を行っている課等がいくつか見受けられる。この原因を分析し、業務量の適正把握、人員の適正配置、職員の健康管理、業務改善等をしていただきたい。

管理職員におかれては、特定の職員にのみ時間外業務の負担がかかることがないよう勤務時間内の事務効率の向上及び事務分担の平準化に努めていただきたい。

- 2 いまだに終息が見えず長期化する新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に、把握し、今後想定される再流行や停滞する経済の長期化といった難局を乗り越えることができるよう対策を進める必要がある。

今後、益々財政環境が厳しくなることも想定されることから、行政評価による市として行う事業の廃止又は縮小など、各行政サービスの事業内容や費用対効果を十分に検証し、補助金、負担金の見直しを行うことにより、全庁的に効率的な予算執行を図り、引き続き健全財政が維持できるよう努力していただきたい。

- 3 内部統制とは、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが生じることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、組織全体として間違いを防ぎ、組織が健全に機能するための基準や手続きを定めることは重要なことである。

このことについては、これまでの監査で繰り返し述べているが、内部統制の行政における目的は「事業活動に関わる法令等の遵守」、「業務の有効性及び効率性」、「資産の保全」、「財務報告の信頼性」である。業務上のミスはどんなに注意していても発生する可能性がある。そのために組織活動では内部統制が必要であり存在している。

内部統制の基本的要素としての統制活動であるが、これは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続きであって、決裁や事務分掌など仕事に関するルール of 全てである。

また、適切な内部統制を整備しても、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしないければ、全く機能していないことと同じになる。これを有効に機能させるためには、職員が誤りやすい事案があれば、課内や部内での研修の実施、マニュアルの作成などを行い、事案を共有化することなどにより業務の効率性と有効性を高め、業務プロセスにおける誤り発生のリスクを未然に防止するといった、組織全体に内部統制を運用しようという意識が浸透することが必要不可欠となる。

総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインにおいては、地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)により、「監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されるものである。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に

対応した地方行政体制を確立することが求められている。」とされ、令和2年4月1日から地方公共団体（都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意）で導入されるとされた。

改正法への形式的かつ一時的な対応を求めるわけではないが、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて組織的に対応することとなり、結果として、監査委員は、内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り分けていくことが期待できるため、内部統制制度の導入について検討していただきたい。